



## Avaya ソフトウェア開発キットライセンス契約

2016 年 3 月 1 日改訂版

弊社の有標製品に電子的にアクセスまたは使用する前に必ず本書を注意深く読んで下さい。

本書は、個人としてのお客様、および/またはお客様が代理で Avaya ソフトウェア開発キットを開封、インストール、ダウンロード、複製、またはその他の方法で使用している、法人（本契約では総称して「お客様」、「お客様の」または「ライセンシー」という）、ならびに Avaya INC または Avaya の関連会社（総称して「Avaya」という）との間の法的取り決め（「本契約」という）です。お客様が法人を代表して本契約の条件を承諾する場合、お客様は、自らが当該法人を代表して本契約を承諾し当該法人を拘束する完全な法的権限を有していることを表明し保証するものとします。お客様が、媒体の入った容器を開けることにより、Avaya ソフトウェア開発キット（「SDK」という）をインストール、ダウンロード、複製、もしくはその他の方法を使用することにより、または他者にこうすることを許可することにより、お客様は、本契約の条件に拘束されることを承諾し合意することを示すこととなります。お客様にこのような権限がない場合、または本契約の条件に拘束されることを望まない場合は、本契約条件の末尾にある「辞退する」ボタン、またはこれと同様のオプションを選択して下さい。そうすることにより、お客様は SDK を使用する権利がなくなります。

### 1.0 定義

1.1 「関連会社」とは、Avaya Inc. を直接的または間接的に支配し、同社に支配され、または同社と共通の支配下にある法人をいいます。この定義の目的において、「支配」とは、契約または他の方法による議決権付き証券の保有にかかわらず、その当事者の経営および方針を直接的または間接的に指示できる権限をいいます。「支配する」および「支配される」は前述と相関的な意味を持つものとします。

1.2 「Avaya ソフトウェア開発キット」または「SDK」とは、本ソフトウェア、クライアントライブラリ、仕様書、記録文書、本ソフトウェアのライブラリ、アプリケーション・プログラミング・インターフェイス (API)、本ソフトウェアのツール、サンプル・アプリケーション・コード、およびドキュメンテーションを含むことがある Avaya の技術をいいます。

1.3 「クライアントライブラリ」とは、SDK の中にあって、インーブラコードとして特に指定されたものをいいます。クライアントライブラリは「DLL」と呼ばれる場合もあり、ランタイム時に Avaya 製品または他の SDK エlement と通信するために必要となる SDK のElement を表します。

1.4 「支配権の変更」が生じたとみなされる場合とは、いずれかの個人、法人、またはグループが、ライセンシーの総議決権の 50% を超えて、議決権付き証券（または他の形式による支配権持ち分）を直接的または間接的に、有益にまたは株主名簿上、所有または支配するようになったときをいいます。

1.5 「派生著作物」とは、翻案（他のコンピュータ言語への変換を含む）、移植、ソースコードのオブジェクトコードへのコンパイル、既存著作物との組み合わせ、改変、修正、追加、拡張、アップグレード、改良、編集、要約、またはその他の態様によって既存の著作物を作り直し、変形し、他に適合させ、またはその他の方法によって米国著作権法に基づく派生著作物を構成するものをいいます。許可済改変を行った場合も派生著作物とみなされます。

1.6 「ドキュメンテーション」には、プログラマーガイド、CD、マニュアル、資料、および SDK に関連して使用することが適切または必要な情報も含まれます。ドキュメンテーションは、機械が判読できる形式、電子的形式、またはハードコピーの形式として提供される場合があります。

1.7 「知的財産」とは、以下のいずれかに該当するあらゆるものを意味します。(i) 著作成果物に関連する全世界における権利であり、これには著作権、隣接権、人格権、およびマスクワークを含む。(ii) 商標および商号、ならびにこれらに類する権利。(iii) 営業秘密に関する権利。(iv) 特許、アルゴリズム、意匠、およびその他の工業所有権。(v) 法律、契約、ライセンス、またはその他の実施により生じた場合で、その他の知的・産業財産権（全世界におけるあらゆる性質や種類のものをいい、その指定を問わない）。(vi) 上記に関して現在または将来において有効な、すべての登録、初回出願、更新、拡張、継続、分割、または再発行（これらに関する権利も含む）。

1.8 「オープンソース・ソフトウェア」または「OSS」は、Open Source Initiative（「OSI」という）が定義するとおりであり、下記 URL で説明されるように、OSI が許可するライセンスに基づき許可されたソフトウェアです。<http://www.opensource.org/licenses/index.html>

1.9 「許可済改変」とは、Avaya 製品と共に使うことを目的とするアプリケーション、インターフェイス、ワークフロー、またはプロセスを作成するために必要な、ライセンシーによるサンプル・アプリケーション・コードの改変をいいます。

1.10 「仕様書」とは、ハードコピー形式または機械が判読できる形式による、記録またはこれに類する指示書をいい、これには、Avaya の製品、システム、およびソリューションとの接続もしくは相互運用性、またはこれらの両方に必要な要件および条件を定義する、技術、インターフェイス、および相互運用性のいずれかまたは全部に関する仕様を含みます。

1.11 「ソースコード」とは、人間が判読可能な、またはハイレベル命令文バージョンのソフトウェアであり、プログラマーが使うソース言語で書かれ、一つまたは複数のプログラムを含むものをいいます。ソースコードのプログラムは一つまたは複数のファイルが含まれる場合があります、その例としては、ユーザー・インターフェイス・マークアップ言語（.mxml）、アクションスクリプト（.as）、コンパイル前のフラッシュコード（.swc）、Java スクリプト（.js）、ハイパーテキストマークアップ言語（.html）、アクティブサーバーページ（.asp）、C#または C#.Net ソースコード（.cs）、Java ソースコード（.java）、Java サーバーページ（.jsp）、Java アーカイブ（.jar）、グラフィックインターチェンジ形式（.gif）、カスケードスタイルシート（.css）、オーディオファイル（.wav）、および拡張マークアップ言語（.xml）ファイルがあります。

1.12 「サンプル・アプリケーション・コード」とは、Avaya 製品のデモンストレーション機能を目的として、Avaya ソフトウェア開発キットを通じて提供される本ソフトウェアをいいます。

1.13 「本ソフトウェア」とは、コンピュータまたは機器のプログラムの一つまたは複数構成するデータまたは情報であって、ソースコード、または機械が読み取り可能なコンパイル済みのオブジェクトコード形式が含まれます。

## 2.0 ライセンスの供与

### 2.1 SDK ライセンス

A. ライセンシーが Avaya に対して該当するライセンス料（ある場合）を支払うことを条件に、Avaya は、自社、および自社のライセンサーとサプライヤー（該当する場合）の知的財産に基づき、

本契約によって、以下の各号を行うことのできる、限定的、非独占、譲渡不可のライセンス（第 2.1B (iii) 項に記載の場合を除き、サブライセンス権はない）をライセンシーに供与します。(i) Avaya 製品と共に動作するアプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスを開発するライセンシーの内部開発業務のみを目的として SDK を使用すること。(ii) クライアントライブラリをパッケージ化し、本契約、および添付資料 2 がある場合はその条件に従った上で、SDK を使って開発したライセンシーの無償アプリケーションと共に再配布すること。(iii) ライセンシーの製品、サービス、およびアプリケーション・ソリューションが、仕様書が適用される Avaya 製品、システム、およびソリューションと、メッセージやシグナルを交換できるようにすることのみを目的として、仕様書を使用すること。(iv) サンプル・アプリケーション・コード、仕様書、およびドキュメンテーションを改変し派生著作物を作成すること。ただしその目的は、アプリケーション、インターフェイス、ワークフロー、またはプロセスを内部開発し、Avaya 製品との使用、Avaya 製品と当該アプリケーション、インターフェイス、ワークフロー、およびプロセスとの統合、ならびにこれらと Avaya 製品との相互運用性のテストを行うことに限定します。(v) 許可済改変を行ったサンプル・アプリケーション・コードを、コンパイルまたはその他の方法で配布用のオブジェクトコードまたはその他機械による判読が可能なその他のプログラムを作成し、2.1B 項に記す条件に従ってこれを配布すること。

B. サンプル・アプリケーション・コードの使用に関する前述のライセンスは、以下の全てを前提とします。(i) 第 2.1A 項 (iv) 号で許可されるサンプル・アプリケーション・コードに対する改変について、ライセンシーは、Avaya 製品やこれと統合されたものと互換性もしくは相互運用性、またはこの両方を兼ね備えるものであるようにしなければなりません。(ii) ライセンシーは、許可済改変が行われたサンプル・アプリケーション・コードを配布することができます。ただし、当該配布が本契約の条件（添付資料 2 が存在する場合はこれも含み、Avaya DevConnect Program Agreement 等、Avaya との他契約が該当する場合はこれも含む）に合致し、ライセンシーの標準的なソフトウェアライセンス条件と同様の保護措置（いかなる場合もその基準は適切な程度の保護措置を下回らないものとする）を定めるエンドユーザー・ライセンス契約に準拠するものとします。(iii) ライセンシーは、クライアント・ライブラリまたは許可済改変を行ったサンプル・アプリケーション・コードを受け取る各エンドユーザーが、当該クライアント・ライブラリまたはサンプル・アプリケーション・コードに関連付けられその基礎となる全 Avaya 製品について、必要なすべてのライセンスを保有するものとします。

C. 本契約で明白に認められる場合を除き、また適用法が許可しない限り、ライセンシーは、前述のライセンスには、SDK、仕様書、もしくはドキュメンテーション、またはこれらの一部や複製を配布、ライセンス、翻案、公開し、または表示する権利が含まれないことを認め、これに合意します。ライセンシーは、OSS ライセンスの適用を未だに受けていない再配布可能なクライアント・ライブラリのいずれかの部分が、OSS のライセンス条件の対象となるようないかなる方法によっても、クライアント・ライブラリを使用せず、改変せず、配布しないことを主張し、保証します。

D. ライセンシーは、SDK が、Avaya 製品（Avaya 自ら、または Avaya の代理となる者からサービスの提供を受けている場合は当該サービスを含む）との使用に関してのみ許可されていることを認め、これに合意します。

E. 第三者のサプライヤーが提供している要素を含む本ソフトウェアについて、ライセンシーは、本ソフトウェアに付随または該当する「シュリンクラップ」または「クリック・スルー」ライセンスなどの適用されるライセンス契約の諸条件に従って、本ソフトウェアをインストールして使用することができます。

F. Avaya は、自らの費用負担にて、ライセンシーによる本契約の遵守を判断するため、(i) 任意の時点で、リモートポーリングまたは他の合理的な電子的手段を使い、(ii) 合理的な予告期間を設

けた上で、通常の業務時間帯にライセンシーの帳簿、記録、および会計簿を直接に、検査もしくは監査、またはその両方を行う権利を有するものとします。前述の検査または監査により、本契約に反する行為が発覚した場合、ライセンシーは、該当するライセンス料を速やかに Avaya へ支払うものとします。なおこの場合でも Avaya は、本契約に基づく解約権を失いません。ライセンシーは、SDK の場所に関する最新の記録を保持することに合意します。

2.2 スタンドアロン製品配布の禁止 本契約のいかなる内容も、SDK の一部もしくは全部、またはソースコードもしくはオブジェクトコードの派生著作物を、本契約の第 2.1B 項で許可される改変以外に、スタンドアロンで、第三者に配布またはその他の方法で利用可能にする許可をライセンシーに対して与えるものではなく、またはその権利を付与するものでもありません。

2.3 所有権通知 ライセンシーは、自らが保有・管理するまたは改変された SDK、サンプル・アプリケーション・コード、および再配布可能なファイルのそれぞれに組み込まれた著作権、商標、またはその他の所有権通知を除去しないものとします。明示的に許可された範囲において、バイナリ形式または配布に適したその他のプログラム形式で再配布する場合、ライセンシーの著作権通知を表示する、関連のドキュメンテーションまたは「スプラッシュ・スクリーン」にて、SDK に組み込まれた Avaya の著作権、商標、またはその他の所有権通知を必ず複製しなければなりません。

2.4 サードパーティ コンポーネント SDK に含まれる特定のソフトウェアプログラムまたはその一部分には、サードパーティ契約に基づいて配布されたソフトウェア（以下「サードパーティコンポーネント」という）が含まれていることがあり、その契約には、SDK の特定部分についての使用権を拡大または制限する条項（以下「サードパーティ条項」という）が含まれていることがあることを、お客様は承知するものとします。サードパーティコンポーネントの著作権所有者を特定する情報、および該当のサードパーティ条項は、添付資料 1（存在する場合）、SDK、ドキュメンテーション、または下記の Avaya のウェブサイト <http://support.avaya.com/Copyright>（もしくは、Avaya が指定する、これを引き継いだサイト）で入手可能です。サードパーティ条項として提供されるオープンソースソフトウェアライセンス条件は、本契約で付与されているライセンス権と一致しており、オープンソースソフトウェアの修正や配布など、お客様の利益となるその他の権利も含まれる場合があります。本契約が、該当するサードパーティ条項より多くの制限をお客様に課す範囲において、該当するサードパーティコンポーネントに関してのみ、サードパーティ条項が本契約に優越するものとします。サードパーティコンポーネントに必要なライセンスを取得することについては、この利用に必要なライセンスのためのロイヤリティまたは他の金額を支払うことを含め、ライセンシーが単独で責任を負うものとします。

2.5 SDK の複製 ライセンシーは、本契約に基づく権利を行使するのに必要な範囲に限り、SDK を複製できるものとします。

2.6.a リバースエンジニアリングの禁止、およびライセンスの制限 ライセンシーは、本契約に基づき提供されたソースコードを使用する明示的な権利以外、SDK に含まれたソフトウェアのソースコードについて何らの権利も有さないものとします。ライセンシーは、本ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、またはリバースエンジニアリングのいずれも行わず他者に許可しないことに合意します。上記の定めにかかわらず、SDK が欧州連合加盟国にて合法的に使用されており、ライセンシーが、SDK のソフトウェアと、独自に製作されたソフトウェアプログラムとの相互運用を実現するため、SDK のソフトウェアについての情報を必要としている場合、ライセンシーは、最初に Avaya に対し当該情報を請求するものとします。Avaya は、前述の情報を提供する対価として合理的な料金をライセンシーに請求することがあります。Avaya が当該情報の提供を拒んだ場合、ライセンシーは、独自に作成されたソフトウェアプログラムと SDK に含まれたソフトウェアとの相互運用性を実現するために必要な範囲においてのみ、逆アセンブルまたは逆コンパイル等の措置を取れるものとします。該当する強行法規により、本項に列記された業務のいずれかを行うことがライセンシーに対して明示的に許可される場合、その範囲におい

てライセンシーは、Avaya に対する 20 日間の書面予告を以て当該権利を行使する意図を伝えるまで、これらの権利を行使しないものとします。

2.6.b ライセンスの制限 該当する法律が許容する範囲において、ライセンシーは以下の行為をいずれも行わないことに合意します。(i) 公表、販売、サブライセンス、賃貸、貸与、貸出、譲渡、引渡し、またはその他の方法で SDK を移転すること。(ii) タイムシェアリング・サービス、サービス機関、ネットワーク、またはその他の手段を通じ、いずれかの形式で、SDK を配布、開示、または使用許可をすること。(iii) OSS ライセンスの対象とまだなっていない本ソフトウェアのいずれかの部分を OSS のライセンス条件の対象とさせるような何らかの方法で、SDK を配布し、またはその他の方法で SDK 中の本ソフトウェアを使用すること。(iv) SDK 中にあるいずれかの本ソフトウェアのソースコードを Affero General Public License v.3 またはこれに類するライセンスに基づきライセンスされたソフトウェアにリンクさせること。(v) Avaya 製品、システム、およびソリューションのルート管理者のみが利用できる情報にアクセスすること。(vi) Avaya およびサードパーティーの製品、サービス、ソリューションに悪影響（機能低下、ソフトウェアのクラッシュ、および正常な機能の停止を含むが、これらに限定されない）を及ぼすスナップ・インを開発すること。(vii) 緊急電話をブロックし、または遅延させるスナップ・インを開発すること。;(viii) Avaya 製品と混同するほど類似している形式またはユーザーインターフェイス・デザインによって、Avaya SIP エンドポイントをエミュレートすること。(ix) Avaya SIP のプロトコル・メッセージをリバースエンジニアリングすること。(x) 第三者が上記の (i) から (ix) までのいずれかを行うことを許容または勧奨すること。.

2.7 開発ツールに伴う責任 ライセンシーは、SDK を効果的に利用するには、開発ツール、コンパイラ、および第三者によるその他のソフトウェアと技術を使う必要が生じる場合があり、これらが第 2.4 項に基づいて SDK の中に組み入れられる場合があることを認めます。かかる第三者のソフトウェアと技術、ならびに必要なライセンスの取得は、ライセンシーの単独責任で行うものとし、これには、その使用に必要な第三者へのライセンスロイヤリティまたはその他の金額の支払いが含まれます。

2.8 米国政府のエンドユーザー 48 CFR FAR 12.212 または DFAR 227.7202 の規定に基づいて、SDK は商用コンピュータソフトウェアに分類され、ドキュメンテーションは、商用コンピュータソフトウェア付随資料もしくは市販品に分類されます。元米国政府による SDK もしくはドキュメンタリーの使用、改変、複製、外部公表、実演、表示、または開示は、本契約の条件のみに準拠するものとし、本契約の条件によって許容される範囲以外、これらのいかなる行為も禁止します。

2.9 権利の制限 本契約に基づく権利のサブライセンス権は、一切ライセンシーに供与されていません。明示的に供与されていない権利はすべて Avaya、そのライセンサーまたはサプライヤーが留保するものとし、本契約に明記する場合を除き、Avaya およびそのライセンサーとサプライヤーの知的財産権に基づく何らのライセンスも、Avaya、そのライセンサーまたはサプライヤーによって、直接に、黙示的に、禁反言の原則によって、またはその他の事由のいずれによっても供与されるものではありません。本契約のいかなる内容によっても、ライセンシーの宣伝、マーケティング、販売促進、販売、またはこれらに関する資料においてライセンシーが Avaya の商標や商号を使用できる許可が与えられているとみなされるものではありません。

## 2.10 独自開発

2.10.1 ライセンシーは、Avaya、関連会社、または Avaya のライセンシーやサプライヤーが、ライセンシーにより開発され得る アプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスと類似するものを取得、使用許可を与え、自ら開発もしくは他者に開発させ、販売や配布を行う場合があることを理解し、合意します。本契約のいかなる内容も、Avaya、関連会社、または Avaya のライセンシーやサプライヤーが、かかるアプリケーション、インターフェイス、付加価



値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスの開発や配布を開始または継続できる権利を制限せず、限定しないものとします。

2.10.2 ライセンシーによる権利主張の禁止 ライセンシーは、Avaya、関連会社、Avaya のライセンサーもしくはサプライヤー、販売店、顧客、または SDK の他のライセンシーに対して、SDK に関する、または SDK を使って開発されたアプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、もしくはプロセスに関する、いかなる知的財産も主張しないことに同意します。

2.11 フィードバックとサポート ライセンシーは、SDK の性能について、情報、コメント、問題報告書、機能強化要請、および提案（総称して、「フィードバック」という）を、公共または個人のサポートメカニズム、フォーラム、または Avaya が示唆するプロセスを経由して提供することに合意します。Avaya は、該当するメカニズム、フォーラム、またはプロセスを注視するものの、フィードバックを実装するいかなる義務も負わず、該当するメカニズム、フォーラム、またはプロセスを経由して行われた質問に回答する何らの義務も負わないものとします。ライセンシーは、本契約によって、Avaya に提供したフィードバックに関するすべての権利、権限、および所有権を Avaya に譲渡します。

2.12 料金と諸税 SDK のライセンスに料金が伴う範囲において、ライセンシーは、すべての税金および料金（本契約に基づき発生する、連邦政府、州政府、または地方政府または税務当局が課す課徴金および利息を含むがこれに限定されない。ただし Avaya の純利益に課される税を除く。）を Avaya に、または Avaya が要請した場合は該当する政府もしくは税務当局に直接、支払うことに合意します。SDK を含むお客様による本ソフトウェアの移動により、権威が何らかの関税、税金、課徴金または料金（源泉徴収税、各種料金、本ソフトウェアの輸入および輸出に伴うその他の関税などを含む）を課す場合、かかる関税、税金、課徴金または他の料金は、お客様が単独で負担し、支払うこととなります。

2.13 推奨の否定 Avaya、関連会社、または貢献者のいかなる名称も、Avaya による具体的な事前の書面許可なく Avaya の SDK から派生した製品の推奨または販売促進として使用することを禁止します。

2.14 高リスク業務 Avaya の SDK には不具合が生じる場合があり、オンライン制御機器として設計・製造されておらず、当該機器としての使用や再販売は意図されておらず、また、無故障の動作が求められ、危険を伴う環境下での使用（Avaya の SDK の故障によって死亡、傷害、または身体や環境への重大な損害が生じ得る場合であり、これを「高リスク業務」という）も意図されておりません。高リスク業務の例としては、核関連施設、航空機ナビゲーション、航空機通信システム、大量輸送、航空管制、医療関係、または直接的な生命維持装置、緊急電話専用取次ぎシステム、または兵器システムにおける操作があります。ライセンシーが Avaya の SDK を高リスク業務に使用する場合、ライセンシー自身のリスクで行うものとし、適用法が許容する最大の限定または免責範囲まで、ライセンシーは当該使用について全ての責任および賠償責任を負担するものとします。高リスク業務における Avaya の SDK の使用に起因し、またはこれに関連する、請求または損害について、ライセンシーは、Avaya およびそのサプライヤーが、該当する法律が許容する最大の限定または免責範囲まで責任を負わないことに合意します。

2.15 ウィルスの排除 ライセンシーは、以下を保証します。(i) SDK を使ってライセンシーが開発するアプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスの中に、タイムコードの制限、機能を停止させる機器、または Avaya 製品（他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェアを含む）、サービス、およびネットワークが常時稼働するのを妨げるその他のメカニズム（総称して、「時限爆弾」という）が入ったコンピュータープログラムファイルが存在しないこと。および、(ii) SDK を使ってライセンシーが開発するアプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスには、コンピューター・ウィルス、悪意に基づくコード、または危害をもたらすその他のコード、ブラックボックス、マルウェア、トラップドア、および他の仕組みがなく、a) Avaya 製品やサービス、もしくはエンドユーザー（またはそれら全部）に損害を与え、破壊し、または悪影響を与え、リモートまたは隠れた攻撃やコンピューター

Avaya 秘密情報

改訂 2017 年 3 月

化された不正なコマンドおよび制御を通じてアクセスを可能にするものがないこと、および、b) 本 SDK、または Avaya、関連会社、およびエンドユーザーのデータ、コンピュータファイル、あるいはシステムを使用して開発した、アプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセス、には、スパイ行為（ネットワーク・スニファー、キーロガー）をし、損害を与え、または消去するように設計されたその他のコンピュータソフトウェアのルーチン（これらを総称し「ウィルス」という）が含まれないこと。本契約が許容する他の救済措置に加え、ライセンサーが本項に基づく自らの保証に違反した場合、ライセンサーは、自らの費用負担により、時限爆弾とウィルスのいずれかまたは両方を削除する対応措置を取り、その後の発生を防止する適切なプロセスの導入を含む再発防止策を取ると共に、時限爆弾とウィルスのいずれかまたは両方の影響を Avaya が大幅に減らすために、適切な補佐を迅速に提供するものとします。

2.16 免責事項いかなるソフトウェアセキュリティ機能も、コンピュータ ハッカー やその他の第三者によってセキュリティ侵害を生み出すために使用される悪意のあるコード、有害なルーチンおよびその他のテクニックやツールに対する安全を保証するものではありません。パスワードが不正に使用されると、重大なセキュリティ上のリスクが発生します。Avaya は、3 つの異なる種類の文字を使った推測されにくいパスワードを使用し、定期的にパスワードを変更し、同じパスワードの使い回しを避けることをお勧めしています。パスワードに関する情報は機密扱いとしてください。お客様は、お客様がご利用になっているネットワークおよびシステムが、不正な侵入や攻撃から適切に保護されていること、および、お客様のデータおよびファイルが適正なコンピューティング慣行に従って定期的にバックアップされていること、を確保する責任を負っています。

#### 2.17 第三者が使用許可を与えるソフトウェア

A. 「第三者が使用許可を与える商用ソフトウェア」とは、事業者が、許諾ソフトウェアの利用から利潤を得ることを目的として開発するソフトウェアをいいます。「フリーウェア・ライセンス・ソフトウェア」とは、無償かつ無制限の回数での利用を目的に提供されるソフトウェアで、オープンソース・ライセンス・ソフトウェアではないものをいいます。「オープンソース・ライセンス・ソフトウェア」とは、Open Source Initiative（「OSI」）が承認するライセンス条件、すなわち、<http://www.opensource.org/licenses/index.html> のサイト、または OSI が別途指定する別の場所に記載される条件に基づいてライセンスされるソフトウェアをいいます。これらを総称して、「第三者ライセンスソフトウェア」といいます。

B.SDK を使って制作するライセンサーのアプリケーションにおいて第三者ライセンスソフトウェアが使われる場合、ライセンサーは、自らの知る限りにおいて、自ら、および自らが使用する従業員、請負業者、下請業者、またはコンサルタントが当該ソフトウェアのライセンス義務を現在遵守し、今後も遵守することを表明し、保証します。この義務には、該当する場合、必要となるライセンスが求めるすべての情報をエンドユーザーに提供することが含まれます。ライセンサーは、自らが知る限りにおいて、ライセンサーのアプリケーションまたはサービスに組み込まれ、またはこれと共に提供されたオープンソース・ライセンス・ソフトウェアには、Avaya もしくはエンドユーザーが所有する、または使用許可を与える知的財産について、以下の各号のいずれかを義務付ける条件を伴うオープンソース・ライセンス・ソフトウェアが入っていないことを表明し、保証します。（A）ソースコードまたはオブジェクトコード形式で開示または配布すること。（B）派生著作物を制作することを目的として使用許可を与えること。（C）Avaya またはエンドユーザーのいずれも合意しない条件で再配布可能にすること。

C. ライセンサーのサプライヤーの秘密保持義務、営業秘密、またはその他の権利もしくは請求を条件として、ライセンサーは、第三者ライセンスソフトウェアの自らの利用に関連してなされた、当該ソフトウェアに関する Avaya またはエンドユーザーの要請に応えるものとします。ライセンサーは、Avaya またはエンドユーザーがライセンサーに対して要請した時点から 2 週間以内に、関連する

情報を Avaya またはエンドユーザー、および要請者に提供することにより、誠意を持って協力するものとします。

D. ライセンシーは、SDK によって制作されるいかなるアプリケーションにおいても、Affero General Public License (Affero GPL) v.3 またはこれに類するライセンスに基づき使用許可を与えられるオープンソース・ソフトウェアを使用せず配布しないことを承認します。

### 3. 所有権

3.1 Avaya とライセンシーとの間においては、SDK、および SDK に対する修正、バグフィックス、機能追加、アップデート、改良、もしくは改変に関する全ての知的財産権は、Avaya またはそのライセンサーやサプライヤーが所有・保持するものとし、ライセンシーは本契約によって、Avaya、ならびに Avaya のライセンサーやサプライヤーに対し、これらに関する権利、所権限、および所有権を取消不能な形で、移転、引き渡し、譲渡しないものとします。Avaya または Avaya のライセンサーやサプライヤーは、特許、マスクワーク権、著作権、およびこれらに関するその他の専有的な保護を出願または登録する排他的な権利を有するものとします。ライセンシーは、本契約に基づき供与されるライセンスによっても、自らに SDK の権限や所有権が提供されるものではなく、本契約の条件に基づく限定的な使用権のみが供与されることを認めます。

3.2 Avaya への許諾ライセンス。本契約によってライセンシーは、許可済み改変について、ライセンシーの全ての知的財産権に基づき、Avaya に対して、(i) 許可済み改変およびその派生著作物の使用、作成、販売、実行、適応、翻訳、複製、表示、実演し、それに基づき派生著作物を作成、内部および外部への配布、ならびにサブライセンスを許諾することができ、(ii) (i) の一部または全部を他者に行わせるサブライセンスを許諾して、撤回不能で、無期限、かつ非独占の、サブライセンス可能な、無償、全額支払い済みの、全世界におけるライセンスを供与します。

### 4.0 サポート

4.1 Avaya によるサポートの否定 Avaya は、本契約に基づいて提供する SDK および派生著作物（ソースコードの改変またはライセンシーが SDK を使って作成したアプリケーションを含むが、これに限定されない）に関して、いかなるサポートも提供しません。Avaya は、SDK の使用について、ならびにライセンシーの派生的アプリケーション、サービス、およびソリューション（ライセンシーが当該派生的アプリケーション、サービス、またはソリューションを提供する第三者に対し、再配布可能なクライアントのライブラリまたはサンプル・アプリケーション・コードを含むか否かを問わない）について、サポートを提供する何らの義務も負わないものとします。また、Avaya は、本契約に基づき提供した SDK またはサンプル・アプリケーション・コードに欠陥が存在した場合であっても、修正、パッチ、および修補を行いません。ライセンシーが SDK に関するサポートサービスを望む場合、Avaya がかかるサポートサービスを（独自の決定権により）提供することを条件として、ライセンシーは、Avaya DevConnect Program Agreement またはその他のサポート契約を Avaya と締結することが求められます。

4.2 ライセンシーの義務 ライセンシーは、本契約に基づいて開発されるアプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスの開発およびサポート（以下の各号を含むが、これに限定されない）について、自らが単独でその責任を負うことを認め、これに合意します。(i) 当該アプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスの開発、テスト、および展開。(ii) 当該アプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスを設定し、Avaya 製品と適切にインターフェイスを取り、通信できるようにすること。(iii) 当該アプリケーション、インターフェイス、付加価値サービスやソリューション、ワークフロー、またはプロセスに対し、同一または異



なるバージョンのエンドユーザーや第三者ライセンサーの製品、および Avaya 製品とともに継続的に使用するために必要なアップデートとメンテナンスを行うこと。

## 5.0 秘密保持

5.1 秘密情報の保護 ライセンサーは、本契約に基づき自らが取得した SDK およびその他の Avaya の技術情報（総称して、「秘密情報」という）が Avaya の秘密情報であることを認め、合意します。ライセンサーは、秘密情報の秘密を保持するために、合理的なあらゆる措置を取るものとします。さらにライセンサーは、SDK を無期限かつ常に保護し、その秘密を厳重に保持することに合意し、本契約に基づき Avaya から明示的に許可された場合以外、かかる秘密情報を使用せず、いかなる秘密情報も Avaya の書面同意なく第三者に開示しないものとします。さらにライセンサーは、本契約が終了次第、または任意の時点で、その理由を問わず、自らが保持、保護、または管理する全ての秘密情報を（その写しを含め）、Avaya に直ちに返却することに合意します。秘密保持の義務は、下記に該当する情報には適用されません。（a）ライセンサーによる本契約の違反に因らず公知のものとなった情報、（b）本契約に基づく開示の前にライセンサーが正当に保持していた情報、（c）本契約に基づく開示の後、ライセンサーが、ライセンサーに対して開示できる権利を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく取得した情報、（d）裁判所命令に基づき開示が義務付けられた情報（ただし、Avaya が適切な通知を受け、当該開示義務に対して意義を申し立てる機会を得ることを条件とする）。

5.2 プレスリリース 本契約についてプレスリリースまたは公表を行う場合、Avaya の書面による事前承認が必要です。

## 6.0 保証の否定

SDK とドキュメンテーションは「現状有姿」で提供され、何らの保証もありません。Avaya は、法令またはその他を根拠とするいかなる保証および状態も、商品性に関する黙示の保証、特定目的への適合、非侵害、および満足のゆく品質に関するものを含め、具体的かつ明確に否定します。Avaya は、SDK およびドキュメンテーションがライセンサーの使用に適していること、SDK またはドキュメンテーションが欠陥やエラーのないこと、中断なく動作すること、および欠陥が修正されることを、いずれも保証しません。Avaya はさらに、SDK およびドキュメンテーションを使った結果についても一切保証しません。Avaya およびそのサプライヤーのいずれも、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、SDK やドキュメンテーションがセキュアであること、セキュリティに対する脅威およびセキュリティ面での脆弱性が検知されること、および本ソフトウェアがエンドユーザーまたはライセンサーのネットワークや特定のネットワーク要素を侵入やその他のセキュリティ違反から安全に保つことを、いずれも保証しないものとします。

## 7.0 結果的損害の免責

人体の傷害に関する請求を除き、本契約または SDK に関して、またはこれらに起因して発生した一切の偶発的損害、間接損害、特別損害、および結果的損害、ならびにあらゆる種類のデータや情報の破損や損失、取引、利益もしくはその他の取引上の損失のいずれについても、その発生原因を問わず、また Avaya が当該損害について事前に知らされていたかどうかにかかわらず、Avaya は一切責任を負いません。

## 8.0 責任の制限

人体の傷害に関する請求を除き、いかなる場合でも、Avaya がライセンサーに対して負担する本契約に起因または関係する責任の合計額は 500 ドルを超えないものとします。両当事者は、本条に記す制限が、

本契約が提供する限定的な救済措置がその肝心な目的を達しない場合であっても適用になることに合意します。

## 9.0 補償

ライセンサーは、Avaya、関連会社、ならびにそれら各社の役員、取締役、代理人、サプライヤー、顧客、および従業員（「被補償当事者」という）を、ライセンサーによる SDK の使用（単独使用、または基本ソフトウェアやコーデック等他のソフトウェアとの組み合わせ使用を問わない）、または SDK を利用して開発した何らかのソフトウェア、派生著作物、もしくは他の製品（アプリケーション、インターフェイス、およびアプリケーション・プログラミング・インターフェイスを含むが、これに限定されない）の直接・間接の使用、配布、または販売に起因または関係する、請求、要求、訴え、訴訟、法的手続き（「請求」という）、ならびに損害、損失、負債、コスト、費用、および料金支払い（弁護士およびその他の専門職従事者に対する報酬を含み、「損害」という）から免責し、その損害を賠償するものとし、これらの請求には製造物責任、知的財産の不正使用または不正流用、および第三者の知的財産権の侵害による請求も含まれます。

ライセンサーは、以下の各号に起因または関する請求および損害から被補償当事者を防御し、免責し、補償するものとします。(i) 人の傷害（死亡を含む）、(ii) ライセンサー、またはライセンサーが SDK を利用して作成したアプリケーションが原因となって生じた（または原因であると主張された）、個人または有形資産への損害、(iii) ライセンサー、またはライセンサーが SDK を利用して作成したアプリケーションが、本契約の条件または該当する法律に違反したこと、(iv) ライセンサーが本契約の中で行った表明または保証に対するライセンサーの違反、(v) ライセンサー EULA（添付資料 2 に定義）またはライセンサーのプライバシーポリシー（添付資料 2 に定義）に基づく義務に対するライセンサーの違反。

## 10.0 本契約の期間と終了

10.1 本契約は、本暦年の 12 月 31 日まで継続します。その後本契約は、第 10.2 項または 10.3 項に記載のとおり終了となる場合を除き、1 年を単位に自動的に更新されます。

10.2 いずれの当事者も、相手方当事者に 30 日間の書面通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。

10.3 本項と異なる文言がある場合にかかわらず、Avaya は、第 2 項（ライセンスの供与）、第 5 項（秘密保持）、または第 12 項（法の遵守）に対する違反によって、ライセンサーに対して書面で通知することにより本契約を直ちに解除することができるものとします。また、支配権の変更が発生した場合、ライセンサーが支払い不能状態に陥った場合、支払い不能に関する法律に基づく破産の開始についてライセンサーが自主的に法的手続きを申し立て、もしくは他者により強制的な法的手続きを申し立てられた場合、管財人もしくは財産保全人がライセンサーに対して指名された場合、ライセンサーの会社再編成もしくは解散の手続きをライセンサーが自ら開始し申し立ての日から 30 日以内にこれが却下されず、もしくは当該手続きがライセンサーに対して開始された場合、ライセンサーが債権者を受益者として包括的な譲渡を行った場合、ライセンサーの全部または相当部分の資産が押収もしくは差し押さえられその後 60 日以内に解除されなかった場合、またはライセンサーが通常の状態で行うことを停止し、もしくはその恐れがある場合、Avaya は、書面通知を行うことにより本契約を直ちに解除することができるものとします。

10.4 本契約が終了または解除された時点で、ライセンシーは直ちに SDK の使用を中止し、SDK およびドキュメンテーションの改造物や派生物をすべて破棄するか、または本ライセンスの終了時点で Avaya に返却するものとします。

10.5 第 2.3 項、第 2.6 項、第 2.7 項、第 2.10 項、第 2.11 項、第 3 項、および第 5 項から第 18 項に記載した両当事者の権利および義務は、本契約の終了、解除、または期間満了後もなお存続するものとします。

## 11.0 本契約の譲渡

Avaya は、本契約に基づきいずれの部分の権利と義務も譲渡できるものとします。ライセンシーは、本契約および本契約に基づき付与された所有権と権利のいずれも、Avaya の書面による事前同意なくいづれも第三者に譲渡してはならないものとします。「譲渡」という用語の意味には、合併、または資産もしくは株式の売却に基づいて、ライセンシーについての支配権の変更または組織再編成を行う取引が含まれますが、これに限定されません。禁止された譲渡が発生した場合、その時点で本契約は直ちに解除されます。

## 12.0 法律の遵守

ライセンシーは、データプライバシー、知的財産、営業秘密、詐欺行為、音楽演奏権、および技術輸出または再輸出に該当するものを含め（これらに限定されない）、該当する全ての法律と規則を遵守し、SDK および本契約に基づいて提供されたあらゆる形式の他の技術情報を、米国および該当する国の輸出管理法規に違反して輸出せず、再輸出しないものとします。かかる輸出法規についての詳細については、米国商務省、米国国務省、および米国国外資産管理局が管理するウェブサイトを提供されるリソースを参照することができます。

## 13.0 権利放棄

本契約にもとづく権利（違反または義務の不履行を根拠に本契約を解除する権利を含むが、これに限定されない）を行使しなかった場合でも、本契約の何らかの条項の遵守をその条件に従って強制する権利を放棄したとはみなされません。

## 14.0 分離可能性

本契約のいずれかの条項が、履行不能または無効と判断された場合でも、本契約全体は履行不能または無効なものとはならず、当該条項は、適用法の範囲内で当該条項の当初の目的が最大限達成できるような条項に変更され解釈されます。

## 15.0 準拠法、仲裁、差し止め救済、および除斥期間

**15.1 法の選択** 本契約、および本契約に起因または関係する紛争、請求、または論争（「紛争等」という）は、本契約の成立、解釈、違反、または終了に関するものを含むが、これに限定されなく、抵触法の原則および国際物品売買契約に関する国連条約を除いて、カリフォルニア州の法律に準拠します。

**15.2 紛争解決** いかなる紛争も、本条の定めに従って解決されるものとします。異議を申し立てる方の当事者は、本契約の通知条項に従って、相手方当事者に対して紛争の通知を書面で行うものとします。両当事者は、紛争解決の権限を有する両当事者の指定代表者間の協議によって、紛争通知の送達から 30 日以内、または両当事者が合意した 30 日を超える期間内に個々の論争や請求を解決するために誠実に努力するものとします。

**15.3 紛争に関する裁判所の選択** 一方の当事者の相手方当事者に対する異議申立てが第 15.2 項に記載の手順と期限で解決できない場合、いずれかの当事者は、訴訟または法的手続きを、カリフォルニア州北部地区の連邦裁判所またはカリフォルニア州サンタクララ郡の州立裁判所のどちらかだけに提起することができます。本項に別段の記載がない限り、本契約に起因または関係する訴訟および法的手続きの目的において、各当事者は、控訴裁判所を含め、これらの裁判所の専属的管轄権に同意します。適用法が許容する範囲において、両当事者は、本契約やプログラムに直接または間接に起因するまたは基づく紛争について、陪審員公判を求めることのできる権利を無条件に放棄します。

**15.4 差し止めによる救済措置** 本契約のいかなる内容も、当事者が、継続中の調停に対する権利を含む自らの権利を保護するために、（暫定的禁止命令および暫定的差し止め命令を含むが、これに限定されない）保全処分を、管轄権を有する裁判所に任意の時点で申し立てることを妨げると解釈されないものとし、当該差し止めまたは命令について、供託金または保証金を預託する義務を負わないものとします。

**15.5 訴訟の制限** お客様が異議を申し立てる場合、訴訟原因の発生後 2 年以内に、本項に従って、異議申し立てを提起しなければなりません。

## 16.0 輸出入管理

ライセンスは、SDK の原産国は米国であり、米国輸出管理規則（以下 EAR という）の適用を受けるソフトウェアであることを認めます。SDK には、適用になる現地国の輸出入法規も適用されます。米国および/または適用になる国の該当法規に反する迂回は禁止されています。ライセンスは、米国、および/または他国の法規が禁止する国（米国政府が通商を禁止している国を含むが、これに限定されない）もしくはエンドユーザーへまたは当該国もしくはエンドユーザーによる使用のために、直接または間接に SDK を輸出、再輸出、輸入、ダウンロードまたは送信しないことに同意するものとし、ライセンスは、いかなる政府機関も自らに対して制裁を課したことがなく、また自らの輸出入に関する権利を停止したことも、取り消したことも、拒絶したこともないことを表明します。ライセンスは、米国政府や該当する現地の政府から、法律に基づいてまたは特別の書面によって承認されない限り、SDK を核兵器、化学兵器、生物兵器またはミサイル技術に関連して使用または移転しないことに同意するものとし、さらに、ライセンスは、SDK には、米国商務省産業安全保障局および該当する国の政府機関によって発行されるライセンスなしには、政府または軍事関連のエンドユーザーに対する輸出をすることができない、暗号化アルゴリズムまたはソースコードが含まれている場合があることを承諾します。

## 17.0 英語による契約

両当事者は、本契約、およびすべての通知を含む、本条項に関するその他すべての文書を英語でのみ作成したこと、または作成することが、両当事者の希望であることを承認します。Les parties aux présentes confirment leur volonté que cette convention, de même que tous les documents, y compris tout avis, qui s'y rattachent, soient rédigés en langue anglaise.（訳注：本文章はフランス語で記述されています）

## 18.0 完全合意

本契約、ならびに本契約の別紙、添付資料、および本契約で参照するその他の合意または文書は、両当事者の理解と合意を余すところなく、かつ完全に構成するものであり、本件に関する現在および従前の理解、合意、および表明に優越します。 いかなる改変、変更、または修正も、本契約の両当事者が署名した書面によらない限り、無効とします。

## 19. 再配布可能なクライアントファイル

再配布可能な SDK のクライアントファイルがある場合、そのリストは Redistributable.txt という名称のファイルで SDK の中にあります。



**添付資料 1 ・ Avaya SDK ライセンス契約  
第三者に関する通知**

1. **コーデック:** G.729 と H.264 のコーデックに関して、料金やロイヤルティが生じる場合、お客様がその責任を負うことをお客様は認め、合意します。お客様は、自らの責任においてこれを承認するものとします。

G.729 CODEC は SIPRO LAB TELECOM INC. からライセンス許諾されています。詳細については、[WWW.SIPRO.COM/CONTACT.HTML](http://WWW.SIPRO.COM/CONTACT.HTML)を参照ください。

H.264 (AVC) CODEC は、AVC 特許ポートフォリオライセンスに基づき、消費者の個人的利用またはその他報酬の受領が生じない用途のために、(I) AVC 標準に準拠してビデオをエンコードすること（以下、「AVC ビデオ」という）、および/または (II) 消費者が個人的行為としてエンコードした、または AVC ビデオ提供のライセンスを受けたビデオプロバイダから入手した、AVC ビデオをデコードすることを目的として、ライセンス許諾されるものです。他のいかなる用途についても、ライセンスが許諾されることはなく、またライセンスが黙示的に付与されることもありません。H.264 (AVC) CODEC の詳細については、MPEG LA, L.L.C. から入手することができます。[HTTP://WWW.MPEGLA.COM](http://WWW.MPEGLA.COM)を参照してください。

## 添付資料2 エンドユーザーへのライセンスおよびパス・スルー要件

1. SDK を使って作成した各アプリケーション（クライアント・ライブラリ、サンプル・アプリケーション・コード、および許可済み改変を含む）をライセンシーがエンドユーザーに配布する場合、その時点でのライセンシーのエンドユーザー・ライセンス契約（「ライセンシーの EULA」という）に基づいて行われるものとし、その場合以下の各号を定めなければなりません。（a）ライセンシーの EULA がライセンシーとエンドユーザーのみとの間で締結されており、Avaya との間ではないこと。（b）ライセンシーの EULA または該当する法律が義務付ける保守とサポート、保証（明示的、または法律によって黙示される場合を問わない）、製品に関する請求（製造物責任の請求、該当する法律および消費者保護法の遵守違反を含むが、これに限定されない）、知的財産権侵害の請求（当該請求の調査、防御、和解、および義務実行を含むが、これに限定されない）、および法律・規制の遵守（ライセンシーのアプリケーション、およびライセンシーのアプリケーションが動作する Avaya 製品またはサービスをエンドユーザーが利用する可能性のある国において該当するすべての輸出入法規を含むが、これに限定されない）を含め、ライセンシーのアプリケーションおよびその内容についてはライセンシーが単独で責任を負うことを認めること。（c）ライセンシーのアプリケーションに関するエンドユーザーからの質問、苦情、または請求を受け付ける、ライセンシーの名称と所在地、ならびに連絡先（電話番号、メールアドレス）を明記すること。（d）別紙 A のエンドユーザー・フローダウン条件に記載の関連文章に実質的に合致し逸脱しない、Avaya のサポートと保証に関する免責、および責任の制限に関する条件を記載すること。（e）エンドユーザーが Avaya 製品またはサービスを利用する可能性のある全ての国において該当する全ての法律を遵守すること。
2. **第三者たる受益者** さらに、ライセンシーとエンドユーザーは、ライセンシーの各アプリケーションに関するライセンシーの EULA において、Avaya と Avaya の関連会社がライセンシーの EULA の第三者たる受益者であること、およびエンドユーザーによるライセンシーの EULA の条項の受諾があり次第、Avaya はライセンシーの EULA の第三者たる受益者として、エンドユーザーに対しライセンシーの EULA を執行する権利を有すること（および当該権利について承諾したとみなされること）について承認し、同意しなければなりません。本第 3 号で求められる確認と同意は、本書に添付の別紙 A に記載する第三者たる受益者に関連する条件と実質的に合致し、これから逸脱しないものとします。
3. **プライバシーポリシーと法令遵守** ライセンシーは、エンドユーザーがライセンシーのアプリケーション、Avaya 製品またはサービスを使用、購入、またはアクセスする可能性のある全ての国において、ライセンシーのアプリケーションまたはサービスが、プライバシーに関する全ての法律と規制（通知または同意の要件を含むが、これに限定されない）を確実に遵守することについて、単独で責任を負うものとします。特に、ライセンシーのアプリケーションを通じて、またはこれに関連してユーザーまたは機器のデータ、画像、写真、声、または録音音声（総称して、「記録」という）、およびデータ、コンテンツ、または情報を何らかの形で収集、処理、維持、アップロード、同期、保存、伝送、共有、開示、使用する場合はこれを遵守するものとします。ライセンシーのアプリケーションをエンドユーザーへ配布する場合、そのアプリケーションに適用される、ライセンシーのその時点でのプライバシーポリシー（「ライセンシーのプライバシーポリシー」という）を適用するものとします。ライセンシーは、本契約によって、ライセンシーのプライバシーポリシーの条件を維持し厳格に遵守し、ユーザーまたは機器のデータの収集および開示に関する明確かつ完全な情報を、該当する法律を遵守した上でエンドユーザーに提供することに合意します。

4. ライセンシーは、Avaya を記載する SDK のステートメントにおいて、Google Analytics によるデータ収集が可能になっていることを認めます。収集されたデータは、SDK 使用中における使用データ、およびエラーの種別に関する情報であり、最も多く使用された機能、およびこれに関係する設定のタイプと能力の判別を目的とします（「合算データ」という）。SDK では初期設定として、これらのステートメントは非表示になっています。ライセンシーがこれらのステートメントを利用するか、またはライセンシーがデータを収集するために新しいステートメントを作成する場合、ライセンシーは、別紙 A の 1 (e) 項、すなわちエンドユーザー・フローダウン条件を、ライセンシーのデータ・プライバシー・ポリシーに該当する URL と共に記載するものとします。ライセンシーがステートメントを利用する場合、ライセンシーは、エンドユーザーが合算データの収集の有効・無効を切り替えることのできるオプト・イン・インターフェイスを自ら作成し提供することを認めます。ライセンシーがステートメントを表示し Avaya が合算データを収集できるようにした場合、ライセンシーは、該当するデータ・プライバシー・ポリシーについて Avaya に連絡するものとします。ライセンシーはまた、SDK を使って作成したライセンシーのアプリケーションから合算データを収集する権利を Avaya が有することを合意し、認めます。Avaya は、該当する法律を遵守することを条件に、合算データに関して、知的財産権を含むが、これに限定されない、独占的権利を保有するものとします。
5. ライセンシーは、SDK を使って作成されたライセンシーのアプリケーションを自らのエンドユーザーが利用できるようにするため、エンドユーザーがランタイム・ライセンスを Avaya から購入する責任、ならびに指定ユーザーライセンス、サーバーライセンス、およびエージェント・ライセンスのいずれかまたは全部について該当する情報を記述する「

Breeze	Client	SDK	Offer	Definition
--------	--------	-----	-------	------------

」（[http://www.devconnectprogram.com/site/global/products\\_resources/avaya\\_client\\_sdk/licensing](http://www.devconnectprogram.com/site/global/products_resources/avaya_client_sdk/licensing)、（または Avaya が指定する、これを引き継いだウェブサイト）を、エンドユーザーに提供するものとします。
6. ライセンシーは、以下の通知文をエンドユーザーに提供するものとします。

**コーデック:** G.729 と H.264 のコーデックに関して、料金やロイヤルティが生じる場合、お客様がその責任を負うことをお客様は認め、合意します。お客様は、自らの責任においてこれを承認するものとします。

G.729 CODEC は SIPRO LAB TELECOM INC. からライセンス許諾されています。詳細については、[WWW.SIPRO.COM/CONTACT.HTML](http://WWW.SIPRO.COM/CONTACT.HTML)を参照ください。

H.264 (AVC) CODEC は、AVC 特許ポートフォリオライセンスに基づき、消費者の個人的利用またはその他報酬の受領が生じない用途のために、(I) AVC 標準に準拠してビデオをエンコードすること（以下、「AVC ビデオ」という）、および/または (II) 消費者が個人的行為としてエンコードした、または AVC ビデオ提供のライセンスを受けたビデオプロバイダから入手した、AVC ビデオをデコードすることを目的として、ライセンス許諾されるものです。他のいかなる用途についても、ライセンスが許諾されることはなく、またライセンスが黙示的に付与されることもありません。H.264 (AVC) CODEC の詳細については、MPEG LA, L.L.C. から入手することができます。[HTTP://WWW.MPEGLA.COM](http://WWW.MPEGLA.COM)を参照してください。



## 別紙 A

### エンドユーザーへのフローダウン（伝達する）条件

大文字で始まる用語のうち、本別紙で定義のないものの意味は、本契約で定義するとおりとします。追加で定義された用語が本別紙で定められる場合があります。

1. ライセンシーのエンドユーザーによるライセンシーのアプリケーションの使用に関する、ライセンシーとエンドユーザー間のライセンシーの EULA においては、以下を取り扱う文言が記載されるものとします。
  - a. Avaya によるメンテナンスおよびサポートの否定。 Avaya は、ソフトウェアに関し、保証に関わるサービス、技術サポート、およびその他のサービスを行う義務を一切負わないものとします。 ライセンシーは、欠陥のあるソフトウェアについて、Avaya の関与や義務を発生させずに修補および交換を行い、お客様に対するその他すべての義務を履行するものとします。
  - b. Avaya による保証の否定。 Avaya は、本ソフトウェア、ドキュメンテーション、または本 EULA について、何らの明示的な表明や保証も一切行わず、保証の義務も負いません。 Avaya は、本ソフトウェアおよびドキュメントについて、あらゆる黙示的および法定の保証（商品性に関する黙示保証、非侵害、特定目的への合致を含むが、これに限定されない）を明確に否定します。さらに Avaya は、お客様や他者に対して、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションに何らかの形で起因または関係する何らの責任（製品の性能、互換性、または適合性を含むが、これに限定されない）も負わないものとします。 本ソフトウェアおよびドキュメンテーションに関して提供される唯一の保証は、開発者から直接提供される保証のみとします。
  - c. 第三者たる受益者 お客様は、Avaya と Avaya の関連会社が本 EULA の第三者たる受益者であること、およびお客様の本 EULA の条項への同意にもとづき、Avaya は本 EULA の第三者たる受益者として、お客様に対し本 EULA を強制する権利を有すること（および当該権利について承諾したとみなされること）について認め、これに同意するものとします。
  - d. エンドユーザーは、本ソフトウェアが、エンドユーザーによるライセンス（下記によるランタイム・ライセンス）の支払いを前提としていることを承認します。  
[http://www.devconnectprogram.com/site/global/products\\_resources/avaya\\_client\\_sdk/licensing](http://www.devconnectprogram.com/site/global/products_resources/avaya_client_sdk/licensing)  
  
(または、Avaya が指定する、これを引き継いだサイト)。
  - e. 本ソフトウェアは、製品の性能および機能を改善する目的で、集計されたエンドユーザーデータを収集および生成しますが、その際に第三者の分析サービスを使用する場合があります。詳細については、以下のウェブサイト参照ください。 <http://www.google.com/privacy.html> (または、Googleが指定する、これを引き継いだサイト)、および [http://\[ライセンシーのデータプライバシー・ウェブサイト\]](http://[ライセンシーのデータプライバシー・ウェブサイト]) (または、ライセンシーが指定する、これを引き継いだサイト)。 エンドユーザーは、本ソフトウェアライセンス条件を承諾し、本ソフトウェア、サービスまたはサブスクリプションを継続して利用することにより、当該データを分析するために当該分析サービスを使用することに同意したことになります。